

株式会社ショウトク 女性活躍推進行動計画

2016年4月1日に施行された「女性の職業生活に於ける活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいて行動計画を策定しました。女性活躍推進法は、従業員301人以上の企業に対して女性の活躍推進に向けて採用者や管理職に於ける女性比率等の数値目標を盛り込んだ行動計画の策定などを義務付けるものです。

当社の事業のさらなる成長発展に向けて、人材力の強化は不可欠であり、さらに独創性ある発想やイノベーションを生み出すために女性の活躍は欠かせないことと考えています。

今後は性別にかかわらず能力を最大限発揮できる風土を醸成するため女性活躍推進の行動計画を実行して行きます。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成32年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：管理職登用実績を少なくとも1人以上とする。

<取組内容>

- 平成28年 6月～ 部署ごとの男女別評価を検証し、現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっていないか精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。
- 平成29年 7月～ 新しい評価基準について試行開始する。課題の検証。
- 平成29年度～ 外部機関の管理職育成研修会への参加。
- 平成30年 1月～ 対象となる女性職員へのきめ細かなヒヤリング、研修を実施。
- 平成31年 4月～ 新しい評価基準に基づく評価を実施する。
- 平成31年10月～ 実際に配属を実施し、定期的なフォローアップを実施する。